

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 名須川 晋

- 1 日時
令和元年7月1日（月曜日）
午前10時1分開会、午後0時3分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
名須川晋委員長、工藤誠副委員長、佐々木朋和委員、柳村一委員、工藤勝子委員、
佐々木宣和委員、佐々木努委員、高田一郎委員、吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、安藤併任書記、昆併任書記
- 6 説明のため出席した者
上田農林水産部長、佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長、
小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長、伊藤農村整備担当技監、
橋本林務担当技監、石田水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁港担当技監、
菊池競馬改革推進室長、千葉理事心得、米谷農林水産企画室企画課長、
山本農林水産企画室特命参事兼管理課長、菊池団体指導課総括課長、
佐藤団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、
藤代農業振興課総括課長、今泉農業振興課担い手対策課長、
菊池農業普及技術課総括課長、高橋農業普及技術課農業革新支援課長、
三河農村計画課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、
菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、
佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、
村上畜産課特命参事兼振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、
工藤森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、西島森林保全課総括課長、
工藤水産振興課漁業調整課長、鎌田漁港漁村課総括課長、内藤漁港漁村課漁港課長、
竹澤競馬改革推進室競馬改革推進監、小原県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
議案の審査

議案第 15 号 浪板海岸砂浜再生工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○名須川晋委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 15 号浪板海岸砂浜再生工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鎌田漁港漁村課総括課長 浪板海岸の砂浜再生工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案（その 1）の 176 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。1 ページをごらん願います。議案第 15 号浪板海岸砂浜再生工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、浪板海岸砂浜再生工事、工事場所は、上閉伊郡大槌町吉里吉里地内、契約金額は 9 億 3,222 万 8,000 円、請負者は株式会社小田島組であります。

次に、2 ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により消失した海岸に砂を投入し、砂浜を再生させる養浜を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の状況であり、下段の平面図とともに砂浜を再生させる養浜の施工箇所をお示ししております。

次に、3 ページをお開き願います。上段に養浜工の標準断面図、下段に震災前後の砂浜の状況について掲載しております。下段の写真については、左側が平成 22 年 8 月、右側が本年 5 月のものであります。

4 ページには、入札結果説明書、5 ページ及び 6 ページには入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木努委員 参考までにお伺いしますが、定かではないのですけれども、当時浪板海岸に行ったときに砂浜というよりも、玉石のような大きな石があったような、普通の海水浴場と違うようなイメージがあったのですが、今回の砂浜再生工事で入れる砂というのはどこから持ってきたものなのか。当時の浪板海岸の砂質とどの程度の違いがあるのか。あそこは結構波が強かったイメージもあるのですが、そういう波に耐えるためにどのような施工をされているのでしょうか。

○鎌田漁港漁村課総括課長 まず、砂ですけれども、青森県で産出される砂を使用することを計画しております。石という話もありましたが、先ほど説明した写真でもおわかりかと思いますが、平成 22 年現在では砂浜になっておりました。この再生に当たりましては、使用する砂の粒の大きさなど、浪板海岸に現存するものとほぼ同等の材質で再生すること

が望ましいと考えております。また、大量の砂を使うこともありますので、安定供給できることも必要と考えております。このような条件で、東日本を中心に調査を行いましたところ、青森県と宮城県で産出される砂が適合しました。今回は、この2カ所を経済的に比較しまして、安価な青森県の砂を使用することとなっております。

それと、波が高いことへの問題でございますが、波浪時にも、現在は砂浜がないために防潮堤を波が越えまして、背後にあるホテルに多少被害が及んでいるところではありますが、砂を入れることによりまして防潮堤から波が越えないように考えた設計となっております。

○高田一郎委員 新聞報道では青森県六ヶ所村の山の砂を持ってくるということなのですけれども、かなり大量の砂を搬出しなければならないと思います。そこで、どの程度の砂の量なのか。

それから、内部でいろいろ調査研究をして青森県の砂を使用することになったと思うのですけれども、安全性、結論に至った経過、これについてお伺いします。

あわせて、砂浜再生というのは、岩手県では初めてなのか。既に根浜海岸の第1期工事が7月に終わるという話を聞いていますし、高田松原も再生が始まっているところなのですけれども、先行してやっているところで何か問題が起きていないか、順調に工事が進捗しているのかどうか、その辺のところもあわせてお伺いします。

○鎌田漁港漁村課総括課長 まず、今回使用する砂の量でございますが、説明資料の2ページの工事内容に養浜工 10万6,900立方メートルとありますが、このうちの5万3,000立方メートルとなり、約半分でございます。それを青森県産の砂を使うという計画となります。

それから、安全性につきましては、当然ながら運搬する前にさまざまな調査を行いました、安全性を確保した上で使用することにしております。

それから、県内での砂浜再生の実施例でございますが、先ほど高田委員から御紹介のありました根浜海岸、山田町の浦の浜海岸、陸前高田市の高田海岸の3カ所で実施しております。現在実施しているところは根浜海岸、高田海岸の2カ所ですけれども、特段問題があるという話は承っておりません。

○名須川晋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池農産園芸課総括課長 お手元に配付しております主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について御説明いたします。

まず、1の(1)、これまでの気象経過についてであります。気温と日照時間は、5月第4半旬から6月第1半旬までおおむね平年を上回って推移しておりましたが、6月の第2半旬から第4半旬までは気温が平年をやや下回りました。また、平年より1日遅い6月15日ごろに梅雨入りしたと見られます。

(2)の7月からの3カ月予報では、気温はほぼ平年並み、降水量は平年並みか多い見込みと発表されております。

次に、2の生育状況と技術対策です。まず、水稻についてであります。6月25日現在の県内の水稻生育診断圃の生育状況では、草丈は平年並み、茎数、葉数は平年より多い状況で、おおむね必要な生育量を確保しております。

今後の技術対策ですが、7月中下旬に幼穂形成期、減数分裂期を迎える際に低温が予想される場合は、深水管理を行うほか、圃場をよく観察し、葉いもちの発生が確認された際は速やかに薬剤散布を行うことと、カメムシ類による被害を防ぐための畦畔等の草刈りを地域みんなで行うよう指導しているところです。

次に、2ページに進みまして、(2)の麦、大豆であります。小麦の生育、登熟は平年並みで、刈り取りは例年どおりの先週6月26日から県中南部、花巻市、紫波町、矢巾町を皮切りにスタートしております。

また、大豆は、晴天が続いたことから、適期である6月中旬までに播種が終了し、その後出芽ぞろいも良好で、順調に生育しております。

技術対策としては、小麦はこの数日雨が続きましたことから、天候を見ながら刈り取りを急ぐとともに、適正な乾燥調整を実施すること、大豆にあつては除草と倒伏防止に向けた中耕、培土の実施を指導しています。

次に、園芸分野の野菜でございますが、果菜類は6月中旬の低温の影響により露地栽培のキュウリやピーマンの一部で生育のおくれが見られましたが、ハウス栽培では順調な生育となっております。

また、キャベツ、レタス等の路地葉菜類及び雨よけハウレンソウの生育はおおむね順調であります。いわて型野菜トップモデル産地創造事業を活用し、産地拡大に取り組んでいる奥州市のネギも生育は順調で、7月から収穫が始まる見込みです。

今後の技術対策としては、生育に応じた肥培管理による草勢の維持、そしてかん水や雨が多い際の排水対策などにより適切な土壤水分を保つよう指導しているところです。

次に、果樹ですが、リンゴの結実は良好で、満開日が平年より3日ほど早まったことに

より、果実の肥大は平年よりも大き目となっております。

ブドウは、5月中下旬の高温により平年より9日ほど開花が早まっています。生育は順調でございます。

今後の技術対策としては、リンゴについては仕上げの摘果を、ブドウは適切な摘房、摘粒を行うよう指導しているところです。

6月上旬に奥州市などの一部のリンゴ園地で発生したひょう害については、良質な果実を残すなどの事後指導を行っております。

最後に、花卉ですが、リンドウ、小菊の生育は順調であり、特にリンドウの極わせ品種、いわて夢あおいは奥州市衣川地区から6月18日に初出荷が行われております。

小菊は、お盆向けの8月咲きの品種及び彼岸向けの9月咲き品種ともに生育は順調です。

今後は、圃場の乾燥状況に応じて通路かん水を行うなど、土壌水分を適切に維持するとともに、リンドウでは茎の曲がりや倒伏防止に向けた誘引作業、小菊では病害発生を防ぐための下葉取りを行います。加えまして、野菜、果樹、花卉の園芸全般にわたって、県の病害虫発生予察情報に基づき、適期に防除を行うよう指導してまいります。

○名須川晋委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありますか。

○佐々木朋和委員 私から2点御質問させていただきたいと思います。

まず、岩手競馬の各厩舎における外国人労働力の活用についてお伺いをしたいと思えます。岩手県競馬振興議員クラブでも質問させていただきました。各厩舎の人手不足に対しては県でも十分とは言えないまでも対応ができているという話だったのですけれども、各厩舎においては全国的な人手不足の中で外国人労働力の活用を検討しているところもあるとお聞きをしております。現状がどのようになっているか、県では把握されているのでしょうか。

○千葉理事心得 岩手競馬における外国人厩務員の雇用に向けた動きでございますけれども、確かに他の主催者においてもそういった動きがございまして、岩手競馬の厩舎におきましても人材を派遣するエージェン会社から説明を受けた厩舎があると把握しております。

○佐々木朋和委員 他県においてもそのようなこともあり、全国的な流れもあるという話を伺いました。今後岩手県の中でもそういった動きが広がっていくのか。やはり馬を扱える国の人たちでなければいけませんので、遊牧民のような方たちがいらっしゃると思うのですけれども、どういった国の方たちを対象にそのような動きがあるのか、教えていただけますでしょうか。

○千葉理事心得 実際に外国人厩務員を雇い入れております例といたしましては、北海道競馬、それから名古屋競馬でございます。北海道競馬の場合は、インドの方を雇用していると聞いております。それから、名古屋競馬におきましては、ベネズエラの方だったと記憶しております。

○佐々木朋和委員 今御説明がありましたとおり、英語が話せればコミュニケーションが

とれるといったことではなかったり、あるいは渡航費用がかかったり、一人前になるまでには日本人以上に時間がかかったりということがあられると思うのです。今後そういった動きが岩手県内でも本格化してくれば、厩舎はそれぞれの経営だとはいえ、県としても、あるいは岩手県競馬組合としても何らかの補助金などを考えながらやっていかないと、人材の確保もままならないのではないかという思いがあります。今御紹介いただきました北海道競馬や名古屋競馬において、そういった補助をやっていらっしゃるのか、また今後そういった動きがふえてくれば、県としても検討が必要だとお考えなのかお伺いします。

○千葉理事心得 北海道競馬あるいは名古屋競馬における例でございますが、外国人厩務員の雇用を促進するための施策については、私どもでは把握しておりません。

また、基本的な話といたしまして、厩務員は調教師との間で雇用契約を締結している労働者でありまして、主催者である岩手県競馬組合といたしましても競馬関係者の人材確保は大きな問題と認識しております。そのため、主催者が報酬金として支払います厩務員手当の増額、あるいはその一部が身上金という形で厩務員に支払われることになり、馬主への賞金などの見直しといったことを図りながら就業改善、雇用の促進に取り組んでいるものでございます。

また、岩手競馬のホームページなどで厩務員の募集広告を掲載することや、厩務員の社会保険加入を推進するために、保険料の事業主負担等を補助するといった事業もやっております。

お尋ねのありました外国人厩務員の雇用を促進するための施策ということになりますと、正直申しまして現時点で岩手県競馬組合としては検討していない状況になっております。

○佐々木朋和委員 私が言ったのは、促進をするためというよりも、これから人手不足になってくる中、若い方々の岩手県の雇用のニーズを聞きますと、休みがしっかりとれること、午前9時から午後5時まででしっかり業務が終わること、そういったことを望む傾向が多いと聞いております。厩務員の仕事は、大変ハードなものであり、やりがいがあるとしても、外国人労働者に頼らざるを得ないという状況になったときに、それぞれの厩舎ごとの経営とはいえ、日本人を雇っているよりもかかり増しが出てきて、それが岩手競馬を逼迫させていく可能性もあるのではないかということで指摘をさせていただいたものでございます。そういった観点から、ぜひとも今後の動向を見ながらさまざまな施策を検討していただきたいと思ったところでありますので、どうぞよろしくお願ひします。

次に、5月21日に巖美溪に濁水の混入があつて、それが上流部のソーラーパネルの工事現場から流入されたということがありました。一関市議会でも取り上げられておりました。それについては、工事業者がため池をまだつくっていなかったので流れ込んだということでありましたけれども、きのうは説明会も現場であったようですが、現状どのような状況になっているのか、お伺いします。

○西島森林保全課総括課長 一関市巖美町の林地開発地、太陽光発電の工事現場からの濁水の発生についてのお尋ねでございますけれども、5月21日に濁水発生の連絡を受けまし

て、開発行為者に対し速やかに濁水対策を行うとともに、地域住民への説明を丁寧に行うように指導を行ったところでございます。開発行為者は、その後、直ちに濁水対策を実施いたしまして、その後工事において濁水の流出は確認されていないところであります。

○佐々木朋和委員 ということは、既にそういった濁水が流入しないようなため池等の対策ができ上がったということで認識してよろしいでしょうか。

○西島森林保全課総括課長 ため池等、いわゆる沈砂池等の防災施設の設定の状況についてのお伺いかと思いますが、現在の施工状況につきましては北側の工区、いわゆる巖美溪に面した工区につきましては、ほぼ防災施設の工事が完了し、近日中に県で完了確認を行う予定であります。

また、南側の区域につきましては、現在施工中でございまして、8月の上旬には完成するというところで、現在は一時的に代替的な施設で対応しているということになります。

○佐々木朋和委員 巖美溪側は施設ができたということでありましたけれども、下流側には国の天然記念物、名勝に指定されている巖美溪があるわけでありまして。こういった開発をするといったときに天然記念物の所管は教育委員会あるいは文部科学省だと思うのですが、相談、報告をするという横の連携というのはなさっているのですか。

○西島森林保全課総括課長 他部門との連携というお話でございますけれども、天然記念物である巖美溪に限らず、関係する部署に対しては開発行為者から協議をいたしまして、その指導を受けた上で事業計画を作成するように指導をしております。また、我々も県庁内や今回であれば一関市の関係する部署と連絡をとりながら対応しているところでございます。

○佐々木朋和委員 一関市では、ソーラーパネル関係業務の窓口を一本化して相談を受け付けるという方針も出したようであります。今回のように森林の開発、ソーラーパネルの設置によってそういった影響がちらほらとほかのところでも聞こえてきているわけです。県としても連携をしてやっていただくと話をしておりますが、今後ソーラーパネルの設置による林地開発といったときに、外部の影響も含めたチーム化や、窓口を一つにするという取り組みということも必要だと思うのですけれども、今回の事案を受けて、今後新たな動きはあるのでしょうか。

○西島森林保全課総括課長 林地開発に当たりましては、森林法の規定にあります災害の防止、あるいは水害の防止、水の確保、環境の保全、そういった観点から審査をしております。基準を満たした者に対して許可を出すということで進めております。そういった審査の過程におきまして、関係法令等、あるいは関係する地元市町村の御意見をしっかりと聞きまして許可に当たりたいと考えております。

○佐々木努委員 2点お伺いしたいと思います。

先日の一般質問で名須川委員長が取り上げました農業高校におけるGAPの取り組みについてお伺いしたいと思います。農林水産委員会で福島県立岩瀬農業高校を調査してみると、学校が農業を頑張っているというよりも県が農業に結構力を入れているのだというこ

とが、高校の取り組みを見て非常によくわかったわけであります。岩手県はまだまだ農業高校のGAPの取得というのは進んでいない状況にあって、これから岩手県が農業で頑張っていくといったときに、肝心の担い手を育成する農業高校の取り組みが他県に負けている状況です。岩手県は、頑張っていくことが難しくなると思うのだけれども、GAPの取り組みとは別に、農林水産部として農業高校の支援、あるいは農業高校で学ぶ子供たちの支援というのをどういう形で行っていくのか。私の住んでいる地域にも農業高校はあるのですけれども、この間先生と話をした際に、農業をやりたくて入っている子供は本当に少ない。結局、入る高校がないから入る子供も結構いる。だから、農業に対する関心をみんな必ずしも持っているわけではないということで、非常に残念だという話をされました。そういう状況であると、ますます子供たちは、何のために農業高校に入って、卒業してから就農をしたり、農業関係の仕事につくということにどれだけつながっていくのかということに不安を持つわけです。そういうことで、教育委員会としての考えはあると思いますが、農林水産部としてどのような考えを持って、どのような取り組みをされているのか、それを聞かせていただきたい。

○**小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長** 農業高校への県としての支援をどのように考えるのかということなのですが、基本的には教育委員会の所管ではあるのですが、例えば銀河のしずくにつきましては盛岡農業高校や紫波総合高校につくっていただいております。そこに我々も行って作付状況等を見ながら一緒にいいものをつくる。あるいは牛飼い女子という形で盛岡農業高校の女子生徒にグループをつくっていただいて、畜産のいろいろな話をするというのを進めております。事例を申し上げますと、盛岡農業高校の牛飼い女子のグループから大学の獣医学科に進む子供たちも出てきているという状況にもなっています。全体としてどうするかということに関してはなかなか言えないのですが、米や畜産などのスポットごとに我々と一緒になって取り組んでいただけるような農業高校と取り組んでいきたいと、今は考えております。

○**佐々木努委員** 確かに教育委員会の分野ですから、そういうことはしっかりと考えてほしいという思いはあるのですが、他県の状況を見ると、教育委員会というよりも県が高校生も含めた担い手の育成にかなり力を入れていると思っています。岩手県も一生懸命頑張っていらっしゃるので、何とか担い手不足に対応するためにも農業高校の改革等についてもっともっとアプローチをして、子供たちが少しでも多く地域で就農ができる環境と、子供たちの意識づけをしてほしいと思います。これは要望になりますけれども、今までよりもう少し踏み込んで、GAPは一例ですが、他県でやっていることが岩手県でできないはずはないので、ぜひ一緒にやろうという働きかけとか、意識づけをしていくという、農林水産部としての強力な働きかけをもっとやっていただいて、高校のレベルを上げてほしいと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

もう1点は、三陸防災復興プロジェクト2019についてお伺いしたいと思います。農林水産部の所管は、先日行われた三陸国際ガストロノミー会議2019と交流会と承知をしま

すけれども、この三陸国際ガストロノミー会議 2019 を開催した意義、目的をもう少し具体的に、将来的にどう地域振興を図るのか、最後は食を軸に据えた地域振興につなげると目的にありますけれども、具体的にどういうことにつなげていきたいのか。地域振興ということはどういうことなのか、それをお聞かせいただきたい。

○高橋流通課総括課長 三陸国際ガストロノミー会議 2019 についてのお尋ねでございます。先月開催したものでございますが、県ではこれまでも首都圏等においてトップセールスやレストラン等でのフェア開催などに取り組んできたところでございます。そうしたつながりを生かして、国内外の著名なシェフやジャーナリスト、専門家を招聘いたしまして、これらの方々とネットワークの構築、三陸の食の情報発信等を目的として、東北では初めて、国際会議を宮古市で開催したところでございます。

開催した意義でございますが、委員からもお話がありましたように、三陸の食を軸にした地域振興を図ってまいりたいということでございます。今回の会議を契機としまして、安全安心で高品質な県産農林水産物の販路拡大、そして高付加価値化などに取り組むということ、それからフードツーリズム、食べることを求めて旅をしていただく、そういった方々を受け入れるといった意味で新たなスタートになったという、そのような意義があったと考えております。国内外の著名なシェフ、専門家の皆様とこのようなネットワークがつくられましたので、今後ともそのネットワークを活用してこれまで進めてきたトップセールスやフェアなど、実践的に開催してまいりたいと思っております。農林漁業と飲食、宿泊業、それから加工業、さまざまな方々に今回の国際会議に参加をいただいたわけですが、こうした方々と連携、協働をさらに強化をいたしまして、三陸、岩手県の魅力ある商品、サービスの開発を今後とも進めながら、インバウンドのお話もございまして、国内外からの誘客を積極的に進めていきたいと考えております。

○佐々木努委員 意義、目的をお話しいただいたわけですが、終わったばかりなので、今すぐ結果が出るとはもちろん思っておりません。このプロジェクトの意義というのは、レガシーを将来につなげるということ、総体的に見て、どの事業もそうだということはおっしゃっておりますので、そのとおりだと思うのですが、開催をしてみて、交流会の参加状況から、このイベントが成功した、当初の目的を達成することができたとお考えか。このイベントを通して、何か大きな成果が見えてきたというものがあればお知らせをいただきたい。

○高橋流通課総括課長 三陸国際ガストロノミー会議 2019 におきましては、2日間開催をいたしまして、合わせて1,300名の方に御参加をいただきました。内訳を申し上げますと、初日が750名、2日目が550名ということでございます。県内からも百数十名の方々に参加をいただいております。こういった参加者数につきましては、当初考えていた数を達成できたと思っております。それから成果ということですが、直近の話を申し上げますと、いわて黄金食財見本市を併催して、三陸地域を中心とした生産者、28事業者に出展していただいて、参加した皆様方に県産の食材のすばらしさ、おいしさをPRしていた

いただきましたが、その中で商談までこぎつけたものが3件ありました。また、商談中のものも11件ということで、最終的な成果は今後の取りまとめとなりますが、少しずつ成果が見えてきていると考えております。

先ほど申し上げましたが、三陸の食を軸にした地域振興に向けて、その大きな契機になったということが現時点では申し上げられる成果ではないかと考えております。

なお、三陸国際ガストロノミー会議2019では、交流会も実施したところでございます。当初250名という定員で募集をいたしました但、たくさんの御要望がございまして、最終的には300名まで膨らんだ形になっております。そういった中でもそれぞれがいろいろな方々と交流し、ネットワークが構築できたということも大きな成果であると考えております。

○佐々木努委員 細かいことを少し聞いていきますけれども、2日間で参加者が1,300人ということで、当初の予定を達成できたということでありました。千葉絢子議員が一般質問でも質問しましたけれども、オープニングセレモニーの際は、関心のある県職員が自発的に参加をして盛り上げたということでもありますけれども、今回のこのイベントへの県職員の参加はどの程度だったのかお聞きしたいと思います。

○高橋流通課総括課長 県職員の参加状況というお尋ねでございましてけれども、2日間の延べ人数でございまして、195名の職員が参加をしております。

○佐々木努委員 オープニングセレモニーは土曜日の開会でしたから、自発的ということだと思っておりますけれども、三陸国際ガストロノミー会議2019は、月曜日と火曜日の平日開催になります。県職員は、どういう立場で参加されたのでしょうか。

○高橋流通課総括課長 今回の三陸国際ガストロノミー会議2019への県職員の参加でございまして、先ほども御紹介いたしました但、食に関する講演やトークという内容でございまして。この内容につきましては、今後も県の職員としての業務推進に有益なものと考えておまして、各所属に対して参加を促しております。各所属におきまして、参加の取り扱いについて職務として整理をし、参加したということでございます。

○佐々木努委員 そうすると、この2日間で職員の動員をかけて、仕事として出席をしたということよろしいわけですね。

○高橋流通課総括課長 はい。

○佐々木努委員 職員の方々がそういう場に出て、さまざま勉強されるというのはいいことだと思いますし、必要なことだと思いますが、それぞれの職場で業務に支障があったということはなかったと認識されておりますか。

○高橋流通課総括課長 業務の推進に非常に有益だということで、各所属に対しまして参加を促したということでございますが、最終的な職員の出席につきましては、各所属長が判断をしたということになっております。

○佐々木努委員 影響はないという意味ですか。

○高橋流通課総括課長 はい。

○佐々木努委員 それから、三陸国際ガストロノミー会議 2019 の入場料、参加料は 2,500 円だったと思います。交流会は 6,500 円と聞いていますけれども、県職員の入場料は、どのようになっていたのか。個人で負担されたのか、その辺はどうなっておりますでしょうか。一般の方々は、個人で支払いをして参加したということですが、いかがでしょうか。

○高橋流通課総括課長 今回の三陸国際ガストロノミー会議 2019 の入場料につきまして は 1 日券をお一人 1,500 円、2 日券を 2,500 円として徴収させていただきました。入場料の徴収の有無につきましては、こういった食、料理関係の学会、会議など他の事例がございまして、例えば函館市やことしの 2 月に東京都の豊洲でも行われておりますが、それらの事例に倣いまして入場料を決めさせていただいたところでございます。最終的には、三陸国際ガストロノミー会議 2019 実行委員会をつくって企画、立案し、実施したところですが、その実行委員会におきまして決定をしたということでございます。

なお、この入場料であります。今申し上げた実行委員会は料理関係の団体、それから農林漁業、商工業、観光の団体、沿岸市町村、県で構成しておりますが、実行委員会関係者は無料ということにさせていただいたところでございます。これも実行委員会で決定したものでございます。

○佐々木努委員 交流会についてはいかがでしょうか。

○高橋流通課総括課長 交流会につきましては、先ほど委員からもお話がありましたように、参加した方は 6,500 円の御負担をいただいているところでございます。

○佐々木努委員 県職員も負担したのですか。

○高橋流通課総括課長 県職員も負担しております。

○佐々木努委員 そうすると、会議に参加した方々のうち、どの程度の方が入場料を払って、無料になった方はどの程度なのか、その割合というのはわかりますか。

○高橋流通課総括課長 先ほど 1,300 人の参加と申し上げましたが、チケットを購入いただいたのは 320 名ということでございます。

○佐々木努委員 実行委員会でそのように決められたということですが、入場料を払った方とそうでない方の均衡といいますか、バランスというか、不公平感というものは県として、特に問題ないという御認識なのか。それから入場料収入が少なくなれば収支にも影響すると普通は考えますけれども、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋流通課総括課長 チケットの購入につきましての不公平感といった御質問であります。実行委員会でしっかり整理し、その場で御提案し、御了承いただいたということございまして、主催者としての考え方としては妥当であったと考えております。

収支につきましては、一部この会議の印刷物の経費に充てるということでもあります。影響については、精査しておりますので、現時点では申し上げられない状況です。

○佐々木努委員 職員の皆さんがそういうイベントに参加して、食産業の状況や、これから県が取り組むべきものに対する認識などをしっかり持って勉強されるということはいいいことだと思いますが、2 日間で 200 人近い県職員を動員しなければならなかったことが私

は疑問に思っています。何のためのイベント、誰のためのイベントなのかと言われても仕方がない気がします。10人、20人程度、しかもスタッフとして出席ということであればいいですが、195人といった数でありますし、職員の方は、仕事がありながら参加したということでしょうから、三陸防災復興プロジェクト2019全体の考え方として、人が集まらないから、県職員の枠を導入して、何とか格好をつけようという考えがあったとしたら、私は改めていただきたいと思います。できる限り一般の方々に来てもらい、職員は必要最小限の人数で対応して、大事な自分の業務をしっかりとやっていただくという考え方でやってほしい。人が来なければ仕方がないので、県職員を充当して何とか取り組むという考え方だけは、今後さまざまなイベントがあると思いますので、しっかりと考えてやっていただきたいということを申し上げます。私の言うことに対して、何か反論があれば言っていただいても結構ですが、部長のお考えについて伺いたいと思います。

○上田農林水産部長 こういったイベントあるいは催し物は、当部でもたくさんやっております。その際に、関係のあるところ、特に密接な関係にある出先機関といったところには必ず声がけをしております。所属長の判断というところは予算がありますので、その中で人を出さなければなりません。そういったところを任せる部分はあるのですけれども、ぜひ出てほしいものに対しては情報提供を厚くしております。

今回のイベントに関しましては、食を基軸とした産業振興と地域の活性化という大きなテーマでございました。これは、三陸はもちろんなのですが、岩手県内も非常に特徴的な産物をいっぱい持っております。それを基軸にして地域振興を図っていく。どこの地域でもこういったことは大きな課題でありました。三陸国際ガストロノミー会議2019という今までやったことがないようなイベントですので、ぜひとも各地で携わっている職員に見てもらいたかったし、経験してもらいたかったということがございました。それで、業務の都合が当然ありますけれども、ぜひ職員を参加させるように各所属長に勧めたという経緯がございます。

それから、佐々木努委員御懸念の人が足りなくて集める、何でもいいから出て人数合わせをしようというのは言語道断でございまして、こういったイベントをやる際にはあってはならないものだと思っております。今回の参加者は、三陸国際ガストロノミー会議2019だけ見ますと全体で1,300人です。本来はもっと御参加いただきたいと思ったので残念なのですけれども、高校生の方々が定期考査であり、時間が合わなくて、2日目は少し減りましたけれども、定員1,000人に1日目は大体750人来ていただいたということでもあります。県職員は、ごらんいただいたとおり、わずかとは言いませんが、1割ということで、例えば空席で県職員を動員という言葉、あえて使わせていただきますが、数合わせのために集めたということは決してございません。私どもは、そういったつもりもありませんし、恐らく所属の方々もそういったつもりはなかったと思います。さまざまなイベントはたくさんあると思いますが、ぜひ県の職員に見てほしい、体験してほしい、そういった声がけはしますけれども、少なくとも委員がおっしゃるような、例えば人数合わせのために勧め

るということは決して行ってはならないものだと思いますし、業務に有効なものについては出ていただくという姿勢で臨んでまいりたいと思います。

○**工藤勝子委員** 1点目は、佐々木朋和委員がお話しされましたメガソーラーの関係です。遠野市にも非常に大きなメガソーラーの事業者が続々と入ってきます。遠野市は、広大な面積を有していますし、農地、山林も安いのではないかと考えています。そういう中で最初に入ってきたのは外国の業者でありまして、日本一のメガソーラーをつくるというて貞任牧場と遠野市宮守町の寺沢牧場に取りつけるという話でありました。その中でまず土砂災害に対する対策をしっかりとやらなければだめではないかということ、送電線が遠いということ、15年、20年たったときにどうするのかという後処理の問題がありました。その中で地域住民の牧野農業協同組合の人たちは倒木も少なくなってきましたし、賛成と、自然環境破壊ということで反対に分かれていました。今もそういう状況にあります。ただ、海外の業者でありまして、ドイツでつくられて、フランスに断られて日本に持ってくるということだったので、日本の業者ならともかく海外の業者だとよくわからないということもあり、遠野市でも市長が先頭に立って反対されました。今度は遠野市松崎町光興寺という地域、そこは土砂災害警戒区域になっていると思っているのですけれども、そこにまた大型のメガソーラーをつくるということで遠野市議会の中でも議論が交わされております。最終的には、環境生活部の所管だと思うのですけれども、県に許可申請が出てまいります。木を切る、さらにはまた農地を使うという部分に係ってくると、私は農林水産部も非常に重要な役割を持っているのではないかと考えています。農林水産部として、大型のメガソーラーに対する考え方、どのように捉えているのかを聞きたいと思います。

○**西島森林保全課総括課長** 遠野市松崎地区の太陽光発電施設開発計画の御質問でございますけれども、現在開発計画につきましては2件の業者から事前の相談があり、対応しているところでございます。農林水産部として、特に私が所管しております部分につきましては、いわゆる森林法上に定める森林ということで、1ヘクタール以上の林地を開発する場合について、法律に基づいて審査しているという状況でございます。先ほど佐々木朋和委員からお話がありました際も申し上げましたが、森林法に定める基準が四つほどございます。災害防止、水害の防止、環境の保全等々、そういった四つの基準に基づいて審査をして、森林法上の基準を満たした場合には許可を出さなければならないとされております。しかしながら、審査の過程において、技術基準などしっかりと審査してまいりたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 今審査中ということですか。

○**西島森林保全課総括課長** 事前相談ということで、正式な申請は受けておりません。事前の相談を受けている途上でございます。

○**工藤勝子委員** あそこの地域は土砂災害警戒区域でもあるということで、大雨が降った場合は消防団の人たちが夜間を通じて警戒をしているところでもあります。傾斜地でもありますし、県として基準に沿って審査をしていくのだろうと思います。売電単価も非常に

安くなってしまったわけです。東日本大震災津波当時の 42 円で買った価格が多分半分以下になっていると思うのですけれども、そういう中で今後採算に見合うのかということです。そういうこともあるのだろうし、ぜひ農林水産部として、開発を含めて、自然環境など、遠野市はふるさとらしさを守ることがありますので、きらきらなソーラーパネルに囲まれてほしくないと思っています。そういう部分も含めて、審査は非常に慎重にやってほしいと思っていますところであります。

また、酪農家の方が使っていた草地を、その地主の方が売りたいということで業者が買ったのですが、これは第 1 種農地でありましたので、審査の過程で、ソーラーパネルの下で葉ワサビをつくるというのが条件でした。今後葉ワサビが植えられていくので、その推移を見守っていきたくと思っています。またもう一つ遠野市小友町長野地区にも設置されましたが、雨が降って土砂が川に入りました。いろいろな対策をとらないままに設置する業者がどんどん来ているということであります。河川ということになると県土整備部の所管になるかもしれませんが、農林水産部としても鮎となれば内水魚でもありまして、関係があると思いますので、今後目を光らせてほしいと思います。もう少し慎重にお願いしたいと思うのですが、お話を伺います。

○橋本林務担当技監 今回の質問については、林地開発をしっかりやってほしいという申し入れといえますか要望も兼ねたものだと思っています。先ほど申し上げましたように、林地開発につきましては森林法第 10 条の 2 というのがありまして、災害の防止ということで、周辺に土砂災害を発生させるおそれがないかをチェックします。それから、二つ目が水害の防止ということで、開発地の下流域に水害を発生させるおそれがないかをチェックします。それから、三つ目が水の確保ということで、地域の水量、水質等に影響を与え、水の確保に支障を来すおそれがないかをチェックいたします。環境の保全ということで周辺の環境等々、それらを破壊させるおそれがないかというチェック項目がありますので、いずれこの基準に適合する場合は許可するということとなります。佐々木朋和委員からもお話がありましたし、この件についてはしっかりと我々もチェックして対応していきたいと考えております。

○工藤勝子委員 菊池農業普及技術課総括課長は、遠野市にいましたので、光興寺地区はよくわかると思います。あそこには山があって、山際に民家が張りついているのです。そこでリンゴをつくっている人たちも非常に多い地域であります。民家があるということは土砂災害に遭うおそれもある地域であります。うわさであればいいのですけれども、私の耳に入っている話では既に地主の人たちと仮契約してお金を支払った業者がいるということです。そのお金でトラクターを買った人がいるという話まで来ている。非常に問題があると思っていますところであります。今後県に申請書が提出された際は、ぜひ慎重に審査していただきたいと思います。平成 28 年台風第 10 号では遠野市にも大雨が降って、小鳥瀬川が大氾濫しました。日本一のメガソーラーとうたっているソーラーパネルが貞任牧場に設置されていたらもっととんでもない災害になったのではないかなと思っています。ぜひ慎

重にやっていただきたいと思います。

もう一つ、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに、GAPを取得した農家、農場から岩手県の農産物が納められていくようになるのではないかと考えているのですが、この辺の取り組みはどのようにされているのか。他県に劣らないように岩手県のおいしい農産物、農林畜産物をPRして宣伝をしているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 GAPの推進についてでありますけれども、GAPは農業生産のさまざまな工程をチェックしながら安全な食品をつくり、それから環境汚染をしない、そして働く人も安全に働くという、農業者にとって、農業経営をよくするための取り組みということで県では進めております。その契機として来年度東京 2020 オリンピック・パラリンピックがございますので、それらを目標にしながら県内で一層加速化させていきたいということで、昨年、一昨年から急速にGAPの取り組みを広げております。その方法の一つといたしまして、GAPを指導する普及員に対し、しっかりとGAPの研修を受けて指導できるようにするというので、現在 97 名をGAPの指導員として育成しております。その上で、GAPにはさまざまなレベル、経費がございますので、岩手県としては県が無料でGAPの取り組みを確認できる岩手県版GAPを始めてみませんかということを進めております。県内各地では、個人個人で始められている事例もあるのですが、昨年から部会単位でやるという動きが出てきてまして、例えば一関市の米の部会であるとか、岩手ふるさと農業協同組合で米の部会であるとか、団体で取り組む活動もふえております。岩手県版GAPの登録を確認された農場は 186 農場ということで、これは全国でもトップクラスの認定ということになります。こういった動きがようやく周りに対しても見えてきたので、今年になりましてさらに希望が来ています。農業改良普及センターでは、それら全てに対応するようにGAPの取り組みを進めております。

○工藤勝子委員 GAPを取得した人数などではなくて、取得している人たちが、東京 2020 オリンピック・パラリンピックでいろいろな農畜産物を出したい、販売したいという思いがあると思うのです。そういう目標があって頑張ってGAPを取得した人たちもいると思います。その辺のところの販売戦略です。そういうことに取り組んでいるのか。どういう形で納めることができるのか、私もよくわかりませんが、まず基本としてGAPを取得することと聞いているわけです。JAと一緒にやって販売戦略をしているのか、ましてや東京 2020 オリンピック・パラリンピックの担当大臣もいる岩手県ですので、ぜひこれを機会に販売戦略を立ててほしいと思っているのですが、どのように進捗しているのかを聞きたいのです。

○高橋流通課総括課長 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における県産農林水産物の食材の提供についてでございますが、選手村には二つほどの食堂が用意される予定と聞いております。一つはメインダイニングということで、競技する選手の皆様方が主に食事をとられる場所ということと、それからカジュアルダイニングということで、

選手の皆様方が交流する、ミーティングをしながら食事をとる、そういった二つの飲食の提供の場所が設けられていると聞いております。

メーンダイニングにつきましては、食習慣の違いや宗教的な事情が考慮されているということで、今聞いている範囲では飲食提供事業者の方が市場の状況を見て、国内外から食材を調達すると聞いております。

一方、カジュアルダイニングでございますが、週がわりでブロック別でメニューをつくらせたりするということでもあります。あるいは被災3県の特設コーナーなどの設置も検討されていると聞いています。カジュアルダイニングは産地も明示される方向で今調整をされているということでございます。県といたしましては、このカジュアルダイニングにしっかり県産の食材を提供したいと考えております。このカジュアルダイニングにつきましては、選手村の食堂を運営する事業者が決まっておりますので、その事業者と連携をとりながら県産食材がしっかり提供されるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 県の職員の方々が出向いていくというのかなり厳しい部分があると思うのですが、東京事務所との連携はどのようになっているのでしょうか。足しげく一生懸命通ってPRするということが非常に大事ではないかと思っています。また、食材とともに、例えば希望郷いわて国体のときに八幡平市安代のリンドウを使用しました。多分東京2020オリンピック・パラリンピックでもやるのだらうと思うのですけれども、8月だと岩手県はリンドウの最盛期に入っています。そういう花を使えるようなPRもしていらっしゃるでしょうか。

○**高橋流通課総括課長** 食材の提供に係るPR活動ということでございますが、東京事務所ともしっかり連携をしております、国では内閣官房が窓口になっています。それから、東京2020オリンピック・パラリンピック実行委員会は、東京都にあるわけでございますが、そちらからも随時いろいろな情報を入手しながら進めているということでございます。国でもGAP食材を含め、都道府県の食材を集めて、国の合同庁舎の食堂でGAPフェアのようなものもやっております。岩手県でもそういった機会を活用してフェアを実施し、PRを進めております。

○**米谷企画課長** 先ほどの東京2020オリンピック・パラリンピックの食材供給についてでございますけれども、高橋流通課総括課長からもお話がありましたが、カジュアルダイニングの食材供給につきましては6月末に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局に岩手県の食材を供給したいということでリストを提出したところでございます。それにつきましては、GAPあるいはHACCPを認証取得したところも農業協同組合から希望をとりまして、報告しているところでございまして、その後に実際にメニューに使うかどうかは業者で検討するというところをお聞きしております。

○**佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長** 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた県産農林水産物の利用促進についてでございますけれども、平成30年2月にいわて東京オリ・パラ等県産農林水産物利活用促進協議会を設立しております。こちらで県産農林

水産物の東京 2020 オリンピック・パラリンピックへの取り組みに向けて、どうしていけばいいのかということをごさまたま情報収集や情報交換をしております。こちらは、岩手県のほかに全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県森林組合連合会、岩手県漁業協同組合連合会、岩手県農業法人協会、それから岩手県観光協会に参加いただいております。こちらでいろいろな情報収集等をして、どういった取り組みをやっていけば効果的に県産農林水産物が売れるかを検討しております。

それから、県の内部では、いわて東京オリ・パラ等県産農林水産物利活用促進協議会の中にプロジェクトチームを立ち上げて、県産GAPの取得推進、それから畜産のGAP推進、木材利用活動のプロジェクトチーム、水産高度化推進のプロジェクトチームと食材利活用促進のプロジェクトチームということでやりとりをしております。

お話がありましたリンドウの関係でございますが、記憶が定かではないのですが、選手の方に花のブーケを差し上げて、検疫等の関係で自国に持って帰れないということがあるようで、無駄になるといいますか、その場限りではいいかもしれませんが、ブーケの取りやめという話もありました。もう一度使えないかということで、国のほうでもそうした動きがありますので、ブーケの関係は情報収集に努めているところでございます。

それから、食材につきましては、商業的な関係で非常に制約が多いということになっております。原産地やどこ産の何というの表示できないこともございますし、オリンピックに提供した食材ということも正面切ってPRができないという制約があると聞いております。ただ、そういう中にありましても、今回の東京 2020 オリンピック・パラリンピックは復興五輪ということがございますので、被災県の食材を十分に活用するという方針も示されております。その辺のところを含めまして、情報収集に努めながらさまざま県産農林水産物の売り込みに力を入れているところでございます。対外的にどういった活動をしているのかというのが見えにくいところがあるかと思っておりますけれども、4年に一度、しかも東京で行われるオリンピックということでございますので、さまざまな情報収集をしながら、そして関係機関と連携をとりながら農林水産物の売り込みに努めているところでございます。

○**工藤勝子委員** 岩手県民は何となく控えめというか、頼まれたらきちんと納めるという精神はあるのですけれども、自分から積極的に、かき分けても押し分けてでもいくという精神が足りないと思っています。そういうことでできる範囲内でやってほしいと思っております。特に豚肉を食べられない国や牛肉を食べられない国があるわけですから。そうすると、何を食べるかというブロイラーという話になります。県北のブロイラーの出番も出てくると思って私は期待しています。県北振興のため、食べておいしいと今後の海外戦略に結びつくと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思っております。皆さんの御奮闘、期待申し上げたいと思っております。

○**高田一郎委員** 先ほど2人の委員から御質問がありましたメガソーラー建設に伴う林地開発許可の問題について、お聞きしたいと思っております。ここ数年、森林地帯にメガソーラ

一の建設が急増していると思います。遠野市や一関市で起きていることが今後他の地域でも起こり得ると私は思います。そこでお伺いしたいのですけれども、岩手県内の森林地帯へのメガソーラーの進出、開発状況はどうなっているのか。既に完成しているところ、そして今施工中、これはどのぐらいあるのか、面積や件数、そして今後、先ほど事前協議もされているというお話もありましたけれども、事前協議がされている実態がどうなっているのか、これが一つです。

二つ目は、開発に対する周辺地域の同意は森林法上でどうなっているのか。一関市巖美地区の例で言えば、1名程度の地権者に説明をして、説明が終わって、大量に伐採をして、その後に地域住民が気がつくという状況になっているのです。森林法上、林地開発許可に当たっての周辺地域の同意、これがどうなっているのか、この二つについて伺います。

○西島森林保全課総括課長 1点目の現在県内での林地開発を伴うメガソーラーの状況についてでございますけれども、現在施工中のものが15件、約360ヘクタールほどの開発面積になります。また、既に今まで完了したものの、いわゆる平成24年の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法以降始まっているわけですけれども、これが32件、約290ヘクタール、合わせまして47件、約650ヘクタールほどが県内でこれまで、ないしは現在施工中のものでございます。

また、現在申請中のものは3件、約100ヘクタールほどでございます。詳細につきましては、申請者の権利等の問題がございますので、差し控えさせていただきたいと思っております。

2点目、周辺の同意につきましては、委員からお話がありましたように、土地の所有者からの同意が必須事項ということになります。さらに、周辺につきましては必須事項ではございませんが、計画書の作成、審査段階で周辺の皆さんに丁寧に説明して御同意いただくようにということを強く指導しているところでございます。

○高田一郎委員 森林法上は、地権者の同意が必要ということで、言ってみれば地権者だけの同意があればいいということになっているのです。今回の一関市巖美町の件も周辺住民への説明は丁寧に行うよう指導をしていると言うのですけれども、実際の説明はその後のことではないですか。今回地権者のみの説明で、そして森林が伐採されてから何が起こったのだらうと。そして、土砂災害が起きたので不安が広がっているという構図になっていますので、森林法上の不備はなかったのでしょうか。今後は、こういう申請がかなりふえてくる中であって、丁寧な説明、周辺住民への理解をきちんと指導していただきたいというのが一つです。

それで、私が心配するのは、一度林地開発が許可されれば、その用地はもう森林法が及ばないのです。そして、メガソーラーを建てる場合、都市計画法、建築基準法の要件も関係ないということなのです。何が起きるかという、1年前の平成30年7月に豪雨がありまして、兵庫県ではメガソーラーが土砂災害により崩落して、新幹線がとまるということがありました。私は頑丈なものをつくらなかった場合に起き得ることだと思うのです。メガソーラーは、ポリ塩化ビニルのパイプでもつくれるものなので。あとは契約が満了した

20年後にどうなるのか。森林法が及ばないわけですから植林して返すという義務もないわけです。その点について、森林保全課ではどのような考えを持っているのかお伺いします。

やはり森林法の不備だと思うのです。森林法第10条の話をされましたけれども、これは条件をクリアすれば許可できるのです。林地開発許可を前提としたものだと思います。ドイツでは森林地帯でのメガソーラー開発を認めていません。まず、個人住宅や平地を最優先して、そしてそれでも足りなかつたら、次は森林地帯へ移るという流れなのです。私は今の状況が続けば、恐らく遠くない時期に県内でも1,000ヘクタールを超えるような開発がされるのではないかと、さまざまな問題が起きるのではないかと、その辺のことを含めてお聞きしたいと思います。

○西島森林保全課総括課長 1点目は、固定価格買取制度が終了する20年後の現地はどうなるのかというお尋ねかと思えます。林地開発を行う場合には、開発行為者が開発行為地を取得する場合と賃借で借りるという場合がございますけれども、賃借の場合には多くのケースで計画期間満了時において発電事業の継続の有無について開発行為者と土地所有者の間で協議していることが多いと聞いております。撤収する場合には、ソーラーパネル等の発電用資材は確実に撤去した上で、跡地については土地所有者の意向に沿う形で返還する契約になっていることが多いと考えております。

2点目の森林法第10条の規定についてでございますけれども、委員からお話がありましたとおり、森林法の規定では四つの基準に基づいて、その基準を満たしていれば開発しなければならないという形になっております。したがって、私どもといたしましては、その基準をしっかりと厳守するように計画書、施工段階から指導を徹底してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 日本のように森林地帯でのメガソーラーの開発を認めるということになると、今の森林法では規制ができないのです。前提として大きく面積をとれば、それにふさわしい調整池をつくれればいいのです。既に稼働しているところもありますので、建設中の施設や稼働中のメガソーラー施設の環境負荷など、影響をモニタリングして、大きな被害を未然に防ぐ対策というものがようになってくるのではないかと、これは、農林水産部だけの仕事ではないと思えますので、環境生活部とも連携をしながら対応をしていく必要があるのではないかと考えます。

近年の温暖化、異常気象の現実を踏まえ、今の法律のままでいいのかということが問われると思うのです。そのことも踏まえて、県としてもしっかりと研究をして適切な対応をしていただきたいと思います。これは要望です。

主要農作物種子法廃止に伴う県条例の制定についてお伺いいたします。2月定例会では全会一致で請願が採択されましたが、その後の検討状況がどうなっているのか。私たち日本共産党は、会派として5月に上田農林水産部長に申し入れをいたしました。その中で、部長から答弁をいただいたのは、行政学的観点から検討する事項はないのか、専門家の意見を伺いながら研究を行っているところだということがありました。専門家からどのよう

な助言がされたのか、できれば詳細に紹介していただきたいと思います。

もう一つは他県の状況です。日本農業新聞を見ていましたら、全国で14自治体に条例制定の動きが広がっているということです。上田農林水産部長に申し入れをしたときに、他県の様子見をしていると率直な思いをしたものですから、全国の広がりに対して、県はどのように現状を把握されているのか、この二つについてお聞きしたいと思います。

○佐藤水田農業課長 専門家に対する意見の照会ということでございますけれども、これはあくまでも条例の制定に当たって留意する点はないかという視点で、内部検討の参考とするために学者の方に意見をいただいております、内容については外部に明らかにしないということで個人的見解を求めたものでございますので、この場での答弁は控えさせていただきます。

それから、他県の状況でございますけれども、現在9道県で既に条例が策定されておりますし、5県につきましては条例の策定を予定しているということでございます。目的や規定の範囲がそれぞれ違うということもございますので、その考え方等について整理していたところでございます。

○高田一郎委員 専門家の意見はどうかということと、どう検討されてきたのかということをお聞きしたのですが、専門家の意見を聞いただけですか。

○佐藤水田農業課長 専門家の意見は、先ほどのとおりでございます。他県の状況でございますが、例えば北海道は、麦、米、大豆のほかに小豆、エンドウ、インゲンやソバを加えて条例を策定しておりますので、どのような作物を対象とするべきかという検討をしておりますし、山形県では、県が財政上の措置を講ずるという規定もございます。その考え方についてどうかということについて確認しているところでありますし、福井県では生産者が優良種子を利用するよう努めることという規定もございます。さまざまな考え方がありますので、整理、検討を深めているところでございます。

○高田一郎委員 専門家の意見については、この場で公表できないということですが、相手のお名前を聞いているのではないので、紹介してもよいのではないかと思いますけれども、いずれ5月に申し入れをしたとき以上には、何も進展していないと率直に感じております。要綱は、行政機関内部でのいわゆる内規だと思っております。法規ではないと思っております。条例は、県議会で議論して決める法規ですが、要綱となりますと担当者や首長が変われば変えるものですが、条例はそうではないと思っております。だから、条例を制定すべきだと思っておりますし、5月の申し入れのときには岩手県らしい特色を持った条例にしたいというお話もありました。まさにそのとおりだと思っておりますが、かなり慎重にやっているのかもしませんが、そんなに難しい問題なのかなと思っております。最終的に廃止された主要農作物種子法を復活していくべきだと思っております。そのためには、全国各地で条例を実施する自治体をふやしていくことも非常に大事ではないかなと思っておりますけれども、その件も含めて、部長、随分時間もかかっているようではありますが、お伺いしたいと思います。

○上田農林水産部長 高田委員から何点か質問がございましたので、お答え申し上げます。

まず、先般の2月定例会で条例制定に関する請願が採択となりました。これは、議会としての意思だと受けとめ検討を進めておりますけれども、これは条例の制定に向けた検討を進めているということでございます。条例ということになりますと、委員から御指摘のありましたとおり、いわゆる法規になります。県が定める法律という概念があるのですが、そうなりますと構成や、あるいは他法令との関連も出てまいります。そういったところで、岩手県らしい、皆さんに御納得いただける条例をつくる必要があると考えておまして、大変恐縮でございますが、慎重に検討を行っているところでございます。

それから、内容につきましては、今担当の水田農業課長から申し上げたとおり、さまざまな県の動きがございます。その中では、米、麦、大豆が旧主要農作物種子法での制約範囲でしたけれども、それ以外のものまで広げる、あるいは県の役割として新たな義務を課するといった動きもございます。この案件につきまして常任委員会でのさまざまな意見等を参考としながら検討を進めてまいりたいと考えています。

○高田一郎委員 今部長からは、岩手県らしい条例をつくるために、条例制定を検討しているという御答弁でしたので、了解しました。いい条例になるように期待をしているところです。

簡単に質問しますけれども、農業次世代人材投資事業、かつて青年就農給付金ということで2年ほど前から名前が変わった制度なわけですが、これは農業後継者をふやしていく大きな役割を持った非常に大事な事業だと思います。現在岩手県の交付金の実績は、準備型、経営開始型、それぞれどのような状況になっているのか。非常に件数が減っているのではないかという思いもしていますが、県として、この投資事業の効果や役割をどのように把握されているのか。そして、7年間支援がされているわけですが、どのぐらい就農者が定着されているか、実態をお伺いしたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 農業次世代人材投資事業、旧青年就農給付金という事業についての御質問でございます。

まず、二つの制度がありますので、それぞれ簡単に説明させていただきます。準備型といいますのは、就農する前、最長2年間の就農の準備に要するお金に対して、毎年150万円給付されます。経営開始型は、実際に経営を開始した後の経営安定を支えるということで、同じように150万円交付されます。県の統計では、毎年、初年目に交付された人、2年目に交付された人を合計して集計しております。制度が平成24年に始まり、その年には準備型が42名、経営開始型が129名、合計171名への支給となっております。平成27年ですと準備型が24名、経営開始型が344名、合計368名となります。直近の平成30年ですと、準備型が15名、経営開始型が288名、合計303名ということで、ピークは平成26年、27年、28年なのですけれども、300名以上の方々がこれらの給付を受けて経営安定、就農に向かっており、数としては安定しているかと思われま。

この農業次世代人材投資事業の効果、役割ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、就農準備にかかる研修期間に、生活費を交付して、安心して勉強するという期間、それか

らその後の経営開始期間、農業は1年に1作が基本ですので、豊作の年、不作の年があります。ましてや新規就農者は、技術がまだ身につかないので、そういった部分を下支えするといった意味で150万円を交付するということは非常に効果があると思っております。この交付金で新規就農者の定着が非常に進んでいると思っております。定着率ですけれども、平成25年から平成29年までの自営就農者の方々の定着率は93%ということで高く安定しております。

○高田一郎委員　それで、この農業次世代人材投資事業というのは、担い手の育成をして、新規就農者を育てる上で大変大きな役割を果たしていると思います。問題は、新たにこの交付金を受けて農業に従事したいという、いわゆる新規申請について資料を見ますと、どんどん少なくなってきているのです。平成25年は準備型、経営開始型合わせて127名なのですが、平成26年は119名、平成27年は87名、平成28年は69名、平成29年は63名、平成30年は49名と、どんどん下がってきているのです。平成31年4月1日に農林水産省が通知を出して、前年の世帯全体の所得が600万円以上はだめだとか、後で撤回するということもありました。予算も昨年と比べて1割削減をされていると。年齢制限は45歳から50歳にされ、親元就農を5年以内にやらなければ認めないなど、制約が厳しくなっていて、どんどん交付金が少なくなっています。予算の問題や制度的な問題が課題としてあるのではないかと考えています。この辺についての問題意識といいますか、課題がどうあるのか、その辺のところをお願いします。

○菊池農業普及技術課総括課長　農業次世代人材投資資金につきましては、制度が創設されて以来、県としては就農者の方々にとって使いやすくなるようにさまざまな場面で国に要望してまいりました。その結果、予算的なことを申し上げますと、これまで希望する予算に対して満額給付という形でございました。

それから、要件なのですけれども、当初親元就農の方は単純就農では使えないということでありました。ところが、やはり国の農業を支えているのは親元就農をする人たちが基本になります。そういった方々が使いやすくなるようにということできざまな要望の結果、単純就農、継承ではなく、規模拡大をすることによって事業の対象になるということで、県内でも交付を受けた方々がいらっしゃいます。

それから、予算が今年度は1割削減したということですが、これは国のほうで5年間の目標所得が達せられるまでは150万円を給付するという形なのですけれども、経営が非常にうまくいき、目標所得の250万円をクリアした人に対して、クリアした額に応じて交付金を減らすというものです。国からすれば、早く自立を促すということで、そういった仕組みにしております。したがって、当初予算案では、ある程度目標所得達成者が出てくるだろうということで、その新規就農者の経営の状況に応じてしっかりと交付するような仕組みにして、確実に手当てしていきたいと思っております。

○高田一郎委員　実際この交付金を活用して、新たに就農しようという方たちが減っていることは事実だと思うのです。この事業を活用しないで新規就農者になる人たちもいるの

ですけれども、岩手県では年間二百数十人程度だと思っております。この農業就業人口を調べてみましたら、平成17年は11万4,000人であったのが10年後の平成27年は7万3,057人と、物すごく激減しているのです。そういう農業政策になっていますが、従来型の支援策でいいのでしょうか。農業次世代人材投資事業ももっと制度拡充する必要があると思いますし、県のさまざまな支援事業もやっているのもわかります。ただ、このペースでいいのかという問題意識があります。そこで、農業県として新規就農者200人を目標に、新規就農者倍増計画など何かそういうキャッチフレーズでさまざまな支援策を強めていくべきではないかと思っております。この点はいかがでしょうか。

○**菊池農業普及技術課総括課長** 今後の新規就農者の確保のお話でございますけれども、県の目標を毎年260名といたしまして、これまで220名から250名ぐらいで推移してきております。

一方で、農業構造が大きく変わってきており、法人や大きな経営体が出てきて、新規就農者もそういった法人に雇用される方々が非常にふえてきているということになります。そういった方々につきましては、農業次世代人材投資事業の対象ではなくて、直接雇用され、企業の右腕になりながらその企業を支えていくという形になっております。

したがって、県では、新規就農者の育成、自営就農者の育成はこれまでどおり行っていくとともに、大きな法人に入って勉強する方々についても孤立しない形で、両方を育てていきたいと思っております。

○**吉田敬子委員** まず、林地開発について伺います。確認も含めてですけれども、一関市と遠野市の話がありましたけれども、盛岡市玉山地区でも大規模な太陽光パネルの開発が進んでいまして、それに対する住民の方の懸念の声をいただいています。施工中と施行済みの件数はいただいたのですが、許可がおりなかったということがこれまであったものなのか。さらに、許可がおりなかった件数はどのくらいあるのか伺いたいと思っております。森林法自体が林地開発を許可するためのものではないのかと私も思っています。森林を伐採してまで太陽光パネルをつけるということ自体に反対の立場であるのですけれども、この趣旨も踏まえて伺いたいと思っております。

○**西島森林保全課総括課長** 許可がおりなかった案件についてでございますけれども、いわゆる許可申請段階、申請が入る前の事前の相談、協議の段階で、経済状況の変化や地元事情、あるいは開発行為者の事情といったもので撤退するという例はございますが、申請段階まで参りましたものにつきましては平成24年度以降、全て許可になっております。

○**吉田敬子委員** 林業の側面と環境の側面で同じ許可が二つある中で、こちらの林業の側面でもう少し、県独自の制度といいますか、規制をつくっていかねばならないという認識を持っております。これまで許可しなかったもの、したのものも含めて、この森林法自体が感覚として緩いのではないかという思いなのですけれども、今後林務を担当する部署として改めてどのようにやっていくのかをお伺いします。

○**西島森林保全課総括課長** 森林法の規定が緩いのではないかというお話かと思っております。

具体的に申しますと、森林法第10条の2第2項に、先ほど来お話ししている四つの基準のいずれにも該当しないときは、許可しなければならないという規定になっております。これは、昭和50年ごろの、いわゆる高度開発が問題になった時代の法律でございます。以来、この法律で対応してきているところでございます。他県の状況等も確認しましたが、現在林地開発許可において、現行の森林法に定める許可基準以外に独自の規制を設けている都道府県はないということでございます。本県においても林地開発行為において独自の規制を設けるのは難しいと考えてはおりますけれども、先ほど委員からもお話がありましたとおり、環境生活部で検討しているという話も漏れ聞いております。そういったところを含めまして、関係する部局、市町村と連携して、開発行為が適切なものになるように努めてまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 次に、いわて林業アカデミーについてお伺いします。

4月から3年目の入学者が入って頑張っていると思うのですが、これまでの応募者数と入学者数の推移を県としてどのように認識されているのかお伺いします。新卒、学生の方、社会人の途中で入学する方がどのくらいいらっしゃるのか。また応募段階で、難しくて辞退されている人がどのくらいいらっしゃるのか、そういった部分に関して、県として認識されているのかお伺いします。

○工藤森林整備課総括課長 いわて林業アカデミーの入学者の推移でございますけれども、まず入学者の数でございますが、平成29年は15名、平成30年度が18名、今年度が17名となっております。

応募した方で、合格されなかった方の人数につきましては、昨年度が二、三名いらっしゃいます。新卒の方と一般の方の内訳についてでございますけれども、平成29年は15名のうち高校卒業の方が10名、あとは高校を卒業した社会人、大学を卒業してこられた方が5名となっております。平成30年は、18名のうち高校を卒業してすぐいらっしゃった方が8名、それ以外が一般の方ということになっております。今年度は17名のうち高校を卒業してこられた方が5名、それ以外の方は一般の方、大学をやめて来られた方ということになっております。いわて林業アカデミーの定員は15名が基本でございます、それを上回った希望者がある場合については受け入れる側の体制も含めて二、三名増員して対応しております。

そういった状況を踏まえまして、どのように捉えているかということでございますけれども、林業の就業者の全体を見ますと、毎年100名くらいほど新規で入ってこられる方がいらっしゃいまして、そのうちいわて林業アカデミーの生徒が大体15名から18名となっております。いわて林業アカデミー以外の方々は、現場で即働くということが目的で入っていらっしゃる方も多いため、職場で実地研修をしながら技術を身につけるといってございまして、いわて林業アカデミーにつきましてはそれにプラスして森林林業の基本的なものを身につけていただいて、将来的に経営の中核になっていただくことを目的としております。高校を卒業してすぐいらっしゃる方もいれば、一般の仕事を経験された方もい

らっしゃいますが、特に区別することなく、そういった学習を支援してまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 たしか今年は女性が1人入学されたと聞いているのですけれども、うれしい反面、もう少しふえればいいとも思っております。いわて林業アカデミーを修了された方が就職した企業、団体にヒアリングしたことがありまして、いわて林業アカデミーを修了して頑張っているという話を聞いています。ぜひこの事業を頑張ってくださいと思います。今年3年目となりますが、いわて林業アカデミー自体を今後どういうふうにしていこうか、例えば今年1年コースでやっているのですけれども、今後に向けての話し合いや検討会といたしますか、そういったものがどのようになされているのかお伺いしつつ、現在の状況をお伺いしたいと思います。

○工藤森林整備課総括課長 いわて林業アカデミーは、現在1年間ということで、就職先となっている事業体から話を聞いている限りでは、1年間である程度の技術を身につけてきてはいるものの、現場での技術の向上はどうしても必要と聞いております。そういった一方で、1年間で200時間を超える学習時間がありますので、詰め込み過ぎではないかといった意見もあります。その辺については今年3年目ということもありますので、研修生、いわて林業アカデミーを支えている団体、事業者、そういった方々から、1年間でいいのか、あるいは2年間がいいのかということは今年度いろいろ御意見をお聞きしたいと思っております。ただ、現時点では、1年間でいいという意見が大半でございます。

○名須川晋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。

当農林水産委員会は、本日が今任期最後の委員会となりますので、この際、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会は、去る平成29年10月に発足し、以来委員各位におかれましては2年間にわたり本県農林水産業の振興のため、終始熱心に御議論いただき、まことにありがとうございました。

当職といたしましては、これら委員会における議案等の審査、所管事務の調査等を通じまして、二元代表制の一翼を担う議会の役割を果たすとともに、県勢の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えているところであります。

また、委員会の運営に当たりましては、工藤誠副委員長を初め、委員各位及び執行部各位の御協力、御支援によりまして委員長の職責を無事果たすことができましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

終わりに、今任期をもって御勇退されると伺っております工藤誠副委員長におかれましては、県議会議員として県勢発展に多大なる御尽力をなされまして、その御労苦に深甚なる敬意と謝意を表するものであります。

また、来たるべき選挙に立候補されます各位には、見事当選の栄を得られ、再び県議会

議員としてさらなる県勢発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げ、挨拶いたします。まことにありがとうございました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。